# 平成 29 年度 下水道事業の経営効率化支援事業 募集要領

# (応募受付期間)

平成30年2月9日(金)~2月28日(水)必着

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

管理企画指導室 三浦、石﨑、梅井

TEL: 03-5253-8428 (内線 34152、34144、34115)

FAX: 03-5253-1596

平成30年2月

国土交通省 水管理·国土保全局

# I. 下水道事業の経営効率化支援事業の概要

# 1. 目 的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)、日本再興戦略改訂 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)、PPP/PFI 推進アクションプラン (平成 29 年改定版) (平成 29 年 6 月 9 日民間資金等活用事業推進会議決定)等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、PPP/PFI の活用等を推進しています。

今般、特に、民間企業等のノウハウを活用した下水道事業における経営改善の可能性を追求し、その成果の全国展開を図るため、「下水道事業の経営効率化支援事業」を創設し、地方公共団体に対し、広域化・共同化(ICT活用含む)、省エネ機器の導入等による経営の効率化に向けた事業診断及び先進的な改善モデル提案の検討(以下「事業診断等」という。)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、PPP/PFIの活用等による下水道事業の経営の効率化を促進することを目的としています。

# <下水道事業の経営効率化支援事業の支援スキーム>

下水道管理者である地方公共団体の長は、下水道事業の経営の効率化を図るため事業診断等を実施しようとする場合に、国土交通省に対して応募します。

国土交通省は、事業実施による効果等を勘案して、補助対象事業を選定し、 補助金の交付を行います。



# 2. 支援事業の仕組み

# 2. 1 対象機関

事業診断等を実施しようとする地方公共団体を対象とします。

# 2. 2 対象事業

補助の対象は、PPP/PFIの活用等による下水道事業の経営の効率化に必要な検討又は情報の整備等のための調査とし、以下の調査のうち、イ、ロの両方、又はイ、ロ、ハのすべてを実施するものを対象とします。

#### 【調査内容】

イ:現在の事業の状況の整理・把握

(事業の状況の整理・把握とは、下水道事業の経営の効率化に向けて、対象施設や対象事業について、現在の事業の状況を調査するものです。具体的には、主に以下のような内容が該当します。)

- ・業務プロセスの整理
- ・人員配置・体制の整理
- ・主要な施設・設備・IT機器等の状況と配置の整理
- ・主要な設備のパフォーマンスと運転状況の整理
- ・現在の運営・維持管理・改築更新等への支出状況の整理
- 薬品等の調達及び使用の状況の整理
- ・現在の外部委託等の企業との契約状況の整理
- ・現在の経営計画やストックマネジメント計画の内容や実行状況の整理

口:経営改善診断

(経営改善診断とは、下水道事業の経営の効率化に向けて、PPP/PFI 導入可能性、IT等の新技術導入、広域化・共同化等を検討するものです。具体的には、主に以下のような内容が該当します。)

- ・国内外における先進的な他地域の上下水道事業との比較
- ・関連する企業からの見積もりや提案
- IT等の新技術導入の検討
- ・PPP/PFI 導入可能性の検討
- ・広域化(複数市町村の区域をまたぐもの)・共同化の検討
- ・その他、民間事業者等の観点から見た合理的な改善可能性の検討
- ハ:その他下水道事業の経営の効率化を促進するために必要な検討 (上記の他に、下水道事業の経営の効率化を促進するために必要な検討を 対象とします。なお、必要な理由、調査の結果期待できる事項等を応募 主体において明確にし、国土交通省が必要と認めるものに限ります。)

# 2.3 補助対象経費

補助の対象となるのは、上記調査内容に係る調査費用のうち、民間事業者やコンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)です。

なお以下の経費は補助対象経費に一切含まれませんので、注意ください。

- (注) 申請内容に関連する調査を別途予定し、又は現に行っている場合は予め相談ください。
- ・ 事業主体に係る経費(人件費等)等、調査委託以外の経費
- ・ 本事業以外に、他の補助金等の支援も受ける事業は、当該支援に係る経費

# 2. 4 補助率

全額国費による補助とします。

#### 2.5 補助限度額

補助金の1件当たりの上限は、25,000千円です。

なお、交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応 募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

本事業の補助対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、本事業以外の、他の補助金等の支援を受けても差し支えありません。

# Ⅱ. 助成対象事業主体の選定について

# 1. 選定方法

下水道事業の経営効率化支援事業の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省水管理・国土保全局長が選定します。

# 2. 選定基準

下水道事業の経営効率化支援事業の助成対象主体の選定にあたっては、以下の2つの観点から審査を行います。

#### 〇要件審査

- (1) 事業主体が、応募要件を満たしていること。
- (2) 対象事業が、応募要件を満たしていること。

# 〇内容審査

以下の観点から優位なものを評価します。

- (1) 事業主体によって行われる対象事業の内容が、国、地方公共団体の上位計画等に沿い、その実現に貢献するものであること。(妥当性)
- (2) 事業主体が対象事業を実施することにより、今後の PPP/PFI の活用等 の普及促進に高い効果が期待されること。(汎用性)
- (3) 対象事業の内容等が具体的であること等により、案件の形成が着実に進むことが期待されること。(実現可能性)
- (4) 調査内容が適切かつ具体的であり、調査による事業化の促進効果や PPP/PFI の活用等の具体化に伴う歳出削減効果等が見込まれること。(有 効性)

# Ⅲ. 応募申請、交付申請等について

#### 1. 応募申請について

# 〇 留意事項(重要)

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載して、以 下の宛先まで郵送して下さい。
  - (注) 申請後の問い合わせや追加資料提出等の対応(下記2.)に係る事務負担の軽減を 図るため、応募に際し、事前に相談いただくことをお勧めします。
- ・応募申請書のうち様式1~5及び参考資料は、電子データを以下の宛先まで送付して下さい。
  - (注) 様式1~5についてはPDF化せず、元の形式のまま送付して下さい。

# 〇 応募申請書等

#### 【応募申請書】

## く(イ/ロ共通)応募申請書>

- 応募申請書
  - (注) <u>地方公共団体の長の捺印が必要</u>です。ただし、氏名を<u>自筆で記載される場合は捺印</u> 不要です。
  - (注) 応募申請書は郵送して下さい。

# <支援対象事業に係る様式>

· 様式-1 : 案件概要

・様式-2 : 調査主体等について

・様式-3 : 調査内容について

・様式-4 : 調査フロー

・様式-5 : 補助金要望額等

# 【参考資料】

- ・様式-5の金額の根拠となる参考見積り(必須)
- ・様式1~5の記載内容を補足する資料(任意)

## 〇 応募受付期間

平成 30 年 2 月 9 日(金) ~ 2 月 28 日(水) 必着

## 〇 提出、及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 管理企画指導室 三浦、石﨑、梅井

TEL: 03-5253-8428 (内線 34152、34144、34115)

## 2. 問い合わせ等について

選定にあたり、必要に応じて、応募者に対し事業内容についての問い合わせ や追加資料提出等の対応をお願いする場合があります。

# 3. 選定後の交付申請等について

助成対象事業主体に選定された場合は、速やかに交付申請書を国土交通省水管理・国土保全局総務課宛に提出して下さい。なお、この補助金は「先導的官民連携支援事業制度要綱」に基づき実施しますので、交付申請等の手続きの詳細については、「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」をご参照下さい。その際、別記様式第1から第8までの件名中「先導的官民連携支援事業補助金」とあるのは「下水道事業の経営効率化支援事業」と置き換えて下さい。

# Ⅳ. 留意点

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくことになり ますのでご留意下さい。

# (事業の実施及び事業内容の変更)

事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

#### (実績報告)

事業主体は、補助事業を完了後、実績報告及び調査検討内容をまとめた報告 書等を提出しなければなりません。報告書等の形式・体裁等については、選定 された際に提示する報告書フォーマットの記載事項に留意の上、作成すること。

#### (事業の実施後)

事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等を含む)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

事業完了後に、本事業による検討結果を公表させていただきます。

#### (その他)

本事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、その取扱いに十分ご注意下さい。

必要があると判断された場合、事業中止又は事業後に補助事業に関係する報告等を求めることや、関係者の事業聴取、事業成果の発表をしていただく場合があります。

本事業は、PPP/PFIの活用等による下水道事業の経営の効率化に向けた事前調査を対象とするものであり、当該事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き(事業評価、補助金の申請等を含む)や関係機関との調整等を事業主体が自ら行う必要があります。

以上